

宮 監 公 表 第 3 8 号
令和 5 年 1 2 月 2 1 日

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	上 田 武 広
宮崎市監査委員	関 師 勝 幸

定期監査措置状況の公表について

令和5年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
都市整備部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

令和5年度定期監査結果に対する措置状況通知書

令和5年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置したので通知します。

部局名	指摘事項等	措置状況
都市整備部	(1) 行政財産目的外使用許可や、課長等以下の市外旅行に係る旅行命令について、部長専決事項であるにもかかわらず、課長までの決裁としていた。 (まちづくり課、景観課)	課員全員で決裁区分を再確認した。また、今後、決裁区分については文書主任が確認することを課内の統一事項とした。
都市整備部	(2) 公園占有許可に係る使用料や公園施設設置・管理許可に係る使用料、公園に設置された飲料水自動販売機の電気使用料(新電力会社分)について、算定誤りにより過大または過少に徴収しているものがあった。 (公園緑地課)	指摘のあった算定誤り分については、還付・追徴を行った。 今後は管財課作成の行政財産使用料・電気使用料の算定システムを利用し、適正な使用料算定を行うとともに、担当者以外の職員による精査と決裁者によるチェックを徹底する。
都市整備部	(3) 公園内行為許可(写真業)に係る使用料について、条例の規定とは異なる算定を行っていた。 (公園緑地課)	公園内行為や占有等の許可事務について事務取扱要領等を定め、法令に則り適正な事務の執行を図ることとした。
都市整備部	(4) 公園占有について、政令で定められた期間を超えて許可し、使用料を徴収しているものがあった。 (公園緑地課)	占有許可申請の事務処理において、システム入力時に法定の占有期間が表示されるよう改善し、不注意による誤りを防止するとともに、関係法令を再確認のうえ、担当者以外の職員による精査と決裁者によるチェックを徹底することとした。

令和5年11月27日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

